

「グッと！尼っ子リンリンサポーター認定制度」実施要綱

（目的）

第1条 本市の自転車のまちづくりの推進に関して、本市が実施している施策に協力している又は自主的に自転車のまちづくりを推進している市民等、事業者等及び団体を本市が認定し、周知することにより、更に多くの市民等、事業者等及び団体に自転車のまちづくりを推進する意識が醸成されることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）自転車のまちづくり 尼崎市自転車のまちづくり推進条例（平成29年条例第1号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する自転車のまちづくりをいう。
- （2）市民等 条例第2条第2号に規定する市民等をいう。
- （3）事業者等 条例第11条第1項に規定する事業者等をいう。
- （4）団体 本市の区域内で活動を行う団体をいう。

（認定の対象）

第3条 市長は、次の各号に掲げる事項について、条例に規定する責務に照らし合わせて十分なものであると市長が認めた市民等、事業者等及び団体を、グッと！尼っ子リンリンサポーター（以下「サポーター」という。）として認定する。

- （1）自転車事故の防止に関すること。
- （2）迷惑駐輪の防止に関すること。
- （3）自転車盗難の防止に関すること。
- （4）自転車を活用した環境負荷の低減に関すること。

- (5) 自転車を活用した健康増進に関すること。
- (6) 自転車の楽しみを広める取組に関すること。
- (7) その他自転車のまちづくりの推進に資すること。

(サポーターの認定)

第 4 条 サポーターは、前条の規定に該当し「グッと！尼っ子リンリンサポーター認定申請書」(様式第 1 号) を提出した者のうちから市長が認定する。

2 市長は、必要があれば、関係者の意見を求めることができる。

(活動状況の報告)

第 5 条 サポーターは、年に 1 度、1 年間の「グッと！尼っ子リンリンサポーター報告書」(様式第 2 号) を提出し、活動状況を報告することとする。

2 サポーターは、状況の変化に伴い、活動を停止する場合は、速やかに報告することとする。

(認定の取消し)

第 6 条 市長は、サポーターが次の各号のいずれかに該当する場合は、第 4 条に規定する認定を取り消すことができる。

- (1) 活動を停止したとき。
- (2) その他認定が適当でないと認められるとき。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、特に必要な事項は、市長が定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成 3 0 年 9 月 4 日から施行する。